

令和6年第2回名取市国民健康保険運営協議会会議録

令和6年第2回名取市国民健康保険運営協議会会議録

日 時	令和6年8月21日(水)	
	開会	午後1時30分 委嘱状交付式、引き続き運営協議会「会議」
	閉会	午後3時01分
場 所	名取市役所 議会棟3階 第1・2委員会室	
出席委員	10番 会 長	近江 明
	1番 委 員	片山 洋子
	2番 委 員	酒井 康雄
	3番 委 員	昆布谷 あけみ
	4番 委 員	太田 裕子
	6番 委 員	佐々木 英彦
	7番 委 員	高橋 仁志
	8番 委 員	加茂 雅行
	9番 職務代理者	相澤 喜美
	11番 委 員	柳沼 梢
	12番 委 員	川村 米子
欠席委員	5番 委 員	金澤 義彦
説明のため 出席した者	市 長	山田 司郎
	健康福祉部長	安倍 卓
	税 務 課 長	尾形 充
	保健センター所長	安部 久美子
	保険年金課長	米本 博喜
	保健センター技術主幹	菊地 愛未
事 務 局	保険年金課長補佐	松原 美佳
	国民健康保険係長	小林 亜沙美
会議録署名委員	4番 委 員	太田 裕子
	6番 委 員	佐々木 英彦

協 議 事 項	議案第 1 号 職務代理者の選任について
報 告 事 項	報告第 1 号 名取市国民健康保険税条例の一部改正について 報告第 2 号 名取市平成 23 年東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部改正について 報告第 3 号 マイナンバーカードと健康保険証の一体化について 報告第 4 号 令和 5 年度名取市国民健康保険特別会計決算見込みについて
そ の 他	① 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金免除措置の延長について ② 保健事業の令和 5 年度の成果と令和 6 年度の取り組みについて ③ 令和 7 年度国民健康保険税の税率改正について

○ 名取市国民健康保険運営協議会委員委嘱状交付式

1 開 会（保険年金課長）

本日は、お忙しい中ご参集くださいます、ありがとうございます。

令和 6 年第 2 回名取市国民健康保険運営協議会の会議に先立ちまして、委嘱状交付式を行います。

ご委嘱申し上げます方は、柳 沼^{やぎぬま} 梢^{こずえ} 委員です。柳沼委員は、尚絅学院大学 総合人間科学系 健康栄養部門准教授でございまして、今年の 3 月に退任した高 橋^{たかはし} 真^{しん} 委員の後任者となります。

それでは、柳沼 梢様に委嘱状を交付いたします。どうぞ、こちらにお進みください。

（運協委員座席後方へ誘導）

2 委嘱状交付

（山田市長から柳沼委員へ交付）

3 閉 会（保険年金課長）

以上で委嘱状交付式を終了いたします。

※ここで市長は公務により退席

午後 1 時 35 分 開 会

資料の確認等	次第と報告第 1 号～4 号、その他①②③をホチキス留めた資料 1 部 委員名簿と国民健康保険運営協議会規則の両面印刷 1 枚
--------	--

公開・非公開の別	公開
傍聴人の数	0人
会議成立の報告	委員定数12人中11人出席により本会議は成立していることを報告。 (運営協議会規則 第3条第2項の規定による)
会議録の形式	要点筆記
委員への報告	(片山委員継続の報告) 片山委員の所属団体である「名取市食と生活を考える会」が今年の3月末で解散しており、名取市では、これまで被保険者を代表する委員の推薦を市内の団体等に依頼していて、本来であれば、団体が解散すると団体から推薦された委員は退任となります。 しかしながら、「名取市食と生活を考える会」の代わりとなる団体の決定には時間を要することや、今年度は委員任期満了の年ということで対象団体に対し推薦依頼を行う予定であり、同じ年度内に数回の推薦を依頼することは団体にとっても負担であるとの考えから、近江会長さんとも相談し、市長の決裁を仰いだ上で、例外的な対応となりますが片山委員さんには任期終了まで委員を継続していただけるようお願いいたしまして、こちらの事情を汲んでいただき委員を継続いただいております。委員の皆様には何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
会議議長	運営協議会規則第3条第1項により議長は近江会長となる。
近江会長	1 開 会 2 会長挨拶 皆さん、改めましてこんにちは。今日は大変暑いところそしてまた、大変お忙しいところ、このようにご出席いただきまして本当にありがとうございます。ただいまの委嘱状交付により、高橋委員さんに代わり柳沼先生が新たに委員に加わっていただけることになりました。国民健康保険運営協議会は国保事業の運営に関する事項について協議を行う場として設置されております。高橋委員さんにおかれましては長年にわたり、専門的見地から必要なご意見やご指導を賜り、改めて御礼を申し上げたいと思います。

なお、後任の柳沼先生からも高橋先生同様にいろいろご指導ご鞭撻いただければ大変ありがたいなと思っておりますのでよろしくお願いします。

今日は、報告事項が4か件とその他ということで3か件ほどございます。皆さんの忌憚のないご意見を頂戴しながら、進めさせていただきますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

協議事項

3 議案第1号 職務代理者の選任について

保険年金課長

職務代理者の選任につきましては、国民健康保険法施行令 第5条 第2項の規定により、同条 第1項の規定に準じて、「公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙する」ということになっておりますが、これまでは選挙ではなく推薦で行ってきたところでございます。よろしくお願い申し上げます。

近江会長

ただいま、事務局から説明がありましたとおり、職務代理者につきましては、国民健康保険法施行令 第5条 第2項の規定により、同条 第1項の規定に準じて、「公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する」ことになっておりますが、これまでは、本協議会として、推薦による方法を採用してきたところですので、今回も推薦による方法をとらせていただければと思っておりますが、皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。

（「推薦」の声あり）

ただいま「推選」との発言ございましたので、この方法とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

それでは、推薦により職務代理者を選任いたします。

どなたか、ご推薦の発言をお願いします。

川村委員

社協の相澤委員にお願いしたいと思います。

近江会長

ただいま、川村委員から、相澤喜美 委員を職務代理者にというお声がございました。皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ございませんので、相澤喜美 委員を職務代理者に選任することに決定いたします。

以上で、協議事項は終わります。

4 会議録署名委員の指名

4 番 太田裕子 委員 6 番 佐々木英彦 委員

5 議 事

(1) 報告事項

【報告第 1 号 名取市国民健康保険税条例の一部改正について】

保険年金課長補佐

「報告第 1 号」資料により、説明をなした。

【質疑応答】 (な し)

【報告第 2 号 名取市平成 23 年東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部改正について】

保険年金課長補佐

「報告第 2 号」資料により、説明をなした。

【質疑応答】 (な し)

【報告第 3 号 マイナンバーカードと健康保険証の一体化について】

保険年金課長補佐

「報告第 3 号」資料により、説明をなした。

【質疑応答】

佐々木委員	資格確認書について、有効期限が5年以内と定まっているところを、名取は1年とするという話があったと思いますが、それは引き延ばせないのですか。決まっているのですか。
国民健康保険係長	健康保険証の有効期限は1年でございますので、それに資格確認書の有効期限も合わせています。
近江会長	要するに保険証そのものは1年有効だということで、それを基準にしているということですか。
佐々木委員	短い方で設定しているということですか。幅は取れると思いますが。
健康福祉部長	今の保険証が1年ごとに更新していますので、それに合わせて1年ごとに、今と同じということです。
佐々木委員	わかりました。ありがとうございます。
相澤委員	現在の健康保険証は今回10月に発行されて通常だと1年ですが、今回の分の有効期限であるという部分で令和7年7月31日まで使用可能というのは、要するに10か月の期間ということで、これは何か理由があるのでしょうか。
国民健康保険係長	現在70歳以上の方に交付している高齢受給者証が7月31日までの有効期限で1年間ごとに更新してまして、高齢受給者証と資格確認書の有効期限を合わせて、資格確認書に高齢受給者証の機能を持たせて、高齢受給者証と資格確認書を一体化させようとしていますので、その関係で今回だけは令和7年7月31日という有効期限になります。
相澤委員	理由があるのであれば、わかりました。
川村委員	民生委員としてお聞きしたいのですが、高齢者の方はマイナカード未登録の方が多いと思います。そういう方々は多分、マイナ保険証になることで心配している方が多いかと思うので、あまり心配しないようにとお話してよろしいでしょうか。マイナカードを自分は申し込まないよ、従来の通りの紙の保険証で病院に行きたいという、お声がありましたならば、

	どういうふうにお話してよろしいのかなと思ひまして、やはり一人暮らしの高齢者の方もおりまして心配なので。どういうふうに説明したらいいかお聞かせ願ひたいと思ひます。
国民健康保険係長	マイナンバーカードを持っていない方や利用登録されていらっしやらない方には、紙の保険証と変わらないようなもの「資格確認書」をお渡ししますことをお伝えただいて、わからないことがあれば保険年金課にお問い合せください。
川村委員	わかりました。
太田委員	囲みの2つ目に、「オンライン資格確認を受けることができない状況にある方は」ってありますけども、これは具体的にはどういうことを指しているのでしょうか。
保険年金課長補佐	簡単に言いますとマイナ保険証をお持ちでない方となります。
太田委員	できない状況にある方っていう、何かこう理由があるような書き方をされているので、何かそういう特別な事情のことを指しているのかなあと思ったのですが、そうじゃなくて要するに、まだオンラインに紐づけをしてない方っていうことだけで捉えていいですか。
保険年金課長補佐	こちらの書きぶりは国から来ているものを引用しましたので、わかりにくい表現になっていると思いますが、今申しましたマイナ保険証未登録の方のほか、マイナンバーカード自体を取得していないという方も指しております。
太田委員	わかりました。
	【報告第4号 令和5年度名取市国民健康保険特別会計決算見込みについて】
国民健康保険係長	「報告第4号」資料により、説明をなした。
	【質疑応答】 （ な し ）

	(2) その他 ① 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金免除措置の延長について
保険年金課長補佐	「その他①」資料により、説明をなした。 【質疑応答】 (な し)
	② 保健事業の令和5年度の成果と令和6年度の取り組みについて
保セ技術主査	「その他②」資料により説明をなした。 【質疑応答】 (な し)
	その他③ 令和7年度国民県保険税の税率改正について
国民健康保険係長	「その他③」資料により説明をなした。 【質疑応答】 (な し)
近江会長	以上をもちまして、報告事項及びその他、議事の一切が終わりました。 これにて、議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。
	事務局からの連絡
保険年金課長補佐	①こくほ健康フォーラム21のご案内について 開催日、出欠報告の期限、講演者と講演の内容について説明 ②国保運営協議会委員と国保主管課長等の合同研修会について 来週8月28日水曜日に開催、申込をした委員への出席を再周知。
	6 閉 会
保険年金課長	以上をもちまして令和6年 第2回 名取市国民健康保険運営協議会の一切を終了いたします。
	午後3時01分 閉 会

ここに、会議の顛末を記録し、その正当性なることを証するために、
ここに署名する。

令和6年8月21日

会 長

近 江 明 

署名委員

太田 裕子 

署名委員

佐々木 英彦 

